

職員の懲戒処分について

平成30年10月5日
市立旭川病院

本日付で、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 交通違反

(1) 事案の概要

平成30年8月25日午前6時30分頃、市内3条通・4条通16丁目付近で、進入禁止の道路を入ろうとして警察に止められ、呼気チェックを受けたところアルコール反応が出て、酒気帯び運転で摘発されたもの。

(2) 当該職員 事務職員

(3) 処分の内容 停職4か月

2 交通事故

(1) 事案の概要

平成30年7月14日午前8時9分頃、通勤途上に市内金星橋上を護国神社方向から市立病院方面に右折する際に、自転車走行中の男子高校生と接触し転倒させ、傷害（左足頸骨腓骨骨折で全治3か月）を負わせたもの。

(2) 当該職員 技術職員

(3) 処分の内容 戒告